

令和5年第1回東広島市議会定例会

議

案

令和5年2月

目 次

承認案第1号	専決処分の承認について……………	1
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	6
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	8
同意案第5号	監査委員の選任の同意について……………	10
同意案第6号	農業委員会委員の任命の同意について……………	12
同意案第7号	農業委員会委員の任命の同意について……………	14
同意案第8号	農業委員会委員の任命の同意について……………	16
同意案第9号	農業委員会委員の任命の同意について……………	18
同意案第10号	農業委員会委員の任命の同意について……………	20
同意案第11号	農業委員会委員の任命の同意について……………	22
同意案第12号	農業委員会委員の任命の同意について……………	24
同意案第13号	農業委員会委員の任命の同意について……………	26

同意案第 1 4 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	2 8
同意案第 1 5 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	3 0
同意案第 1 6 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	3 2
同意案第 1 7 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	3 4
同意案第 1 8 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	3 6
同意案第 1 9 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	3 8
同意案第 2 0 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	4 0
同意案第 2 1 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	4 2
同意案第 2 2 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	4 4
同意案第 2 3 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	4 6
同意案第 2 4 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	4 8
同意案第 2 5 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	5 0
同意案第 2 6 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	5 2
同意案第 2 7 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	5 4
同意案第 2 8 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	5 6

同意案第 2 9 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	5 8
同意案第 3 0 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	6 0
議案第 3 1 号	第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画の 変更について……………	6 2
議案第 3 2 号	広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係 る連携協約の変更に関する協議について……………	6 4
議案第 3 3 号	財産の無償譲渡について……………	6 7
議案第 3 4 号	財産の無償譲渡について……………	6 9
議案第 3 5 号	財産の無償貸付けについて……………	7 1
議案第 3 6 号	財産の無償貸付けについて……………	7 3
議案第 3 7 号	市道の路線の廃止について……………	7 5
議案第 3 8 号	市道の路線の認定について……………	7 7
議案第 3 9 号	請負契約の変更について……………	8 0
議案第 4 0 号	東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定について……………	8 2
議案第 4 1 号	東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条 例の制定について……………	8 7

議案第42号	東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について……………	93
議案第43号	東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の制定について……………	96
議案第44号	東広島市犯罪被害者等支援条例の制定について…	101
議案第45号	広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理について……………	106
議案第46号	東広島市情報公開条例の一部改正について……………	114
議案第47号	東広島市職員定数条例の一部改正について……………	120
議案第48号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	122
議案第49号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	124
議案第50号	東広島市地域センター条例の一部改正について…	126
議案第51号	東広島市印鑑条例の一部改正について……………	129
議案第52号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について…	132
議案第53号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	134

議案第54号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	137
議案第55号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	139
議案第56号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	143
議案第57号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について……………	148
議案第58号	東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について……………	151
議案第59号	東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正について……………	158
議案第60号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	162
議案第61号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	167
議案第62号	令和4年度東広島市水道事業会計に係る積立金の目的外使用及び未処分利益剰余金の処分について……………	169

議 案 第 8 7 号	訴訟上の和解について……………	1 7 2
-------------	-----------------	-------

承認案第 1 号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和4年7月20日、東広島市立御薗宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の後部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。一略一

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年1月16日

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額 84万7,000円

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 宗 本 祥 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 中 野 幸 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 梶 原 真 一

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第 5 号

監査委員の選任の同意について

東広島市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 五 丁 和 夫

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された東広島市監査委員水戸晃氏の任期が令和5年5月17日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（一略）及び議員のうちから、これを選任する。一略

同意案第 6 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 岡土居 正 弘

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 7 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 荒 谷 義 憲

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 8 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 長 原 毅

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 9 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 高 尾 昭 臣

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 10 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 村 上 義 則

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 11 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 杉 本 源 藏

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 1 2 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 仲 伏 英 雄

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 13 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 基 川 洋 子

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 14 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 柏 尾 博 明

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 15 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 木 原 省 五

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 16 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 財 満 俊 子

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 17 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 中 務 秀 子

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 18 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 高 木 昭 夫

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 19 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 大 月 みどり

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 20 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 脇 坂 俊 之

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 2 1 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 久 保 伸 司

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 2 2 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 高 橋 久 雄

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 2 3 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 在 間 輝 昭

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 2 4 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 古 川 みどり

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 25 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 橘 川 一 則

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 26 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 住 井 正 美

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 27 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 土 井 浩 文

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 28 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 古 本 啓 之

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 29 号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 宮 亜紗美

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和５年５月３１日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第８条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 30 号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 森 行 裕 章

（提案理由）

東広島市志和堀財産区管理委員桂常昭氏が死去したため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

（根拠条例）

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第 31 号

第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画の変更について

第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり変更することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12 号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

教育・保育給付認定等の状況を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容の見直しを行うことに伴い、第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 32 号

広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を別紙のとおり変更することに関し、広島市と協議することについて、同項の規定によりその例によることとされる同条第 3 項の議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

広島広域都市圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す広島広域都市圏発展ビジョンに定められている地域包括ケアの推進に係る事業に参画するため、広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し、広島市と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第252条の2

- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

別紙

広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

広島市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表の３の(1)中

「

地 域 医 療 提 供 体 制 の 確 保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
-----------------------------	---	-------------------------------	---------------------------------

を

」

「

地 域 医 療 提 供 体 制 の 確 保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
地 域 包 括 ケ ア の 推 進	圏域内の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、ケアマネジメントの質向上など、地域包括ケアの推進に取り組む。	ケアマネジメントの質向上などに主体的に取り組む。	ケアマネジメントの質向上などに甲と協力して取り組む。

に

」

改める。

附 則

この連携協約は、令和５年４月１日から施行する。

議案第 33 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町宗近柳国 10118 番地 78
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 135.49 平方メートル

2 相手方

東広島市黒瀬町宗近柳国 433 番地 2

下モ原自治会

会長 大 林 賢 二

(提案理由)

柳国下モ原会館の建物を下モ原自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 34 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町三津 4 5 4 番地 2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 68.40 平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町三津 4 5 4 番地 2

蚊無地区自治会

会長 岡 谷 義 輝

(提案理由)

蚊無集会所の建物を蚊無地区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 35 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町宗近柳国字下モ原 10118 番 78
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 449.36 平方メートル

2 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町宗近柳国 433 番地 2

下モ原自治会

会長 大 林 賢 二

(提案理由)

柳国下モ原会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 36 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町三津字藤屋東 4 5 4 番 2
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 1 3 5 . 5 3 平方メートル
- (5) 持分 3 3 分の 3 1

2 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 相手方

東広島市安芸津町三津 4 5 4 番地 2

蚊無地区自治会

会長 岡 谷 義 輝

(提案理由)

蚊無集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 37 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の市道の路線を廃止するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
檜 原 中 央 線	東広島市黒瀬町檜原字梶屋田 581 番 2 地先	東広島市黒瀬町檜原北二丁目 1087 番 2 地先	
中 島 30 号 線	東広島市高屋町中島 748 番 4 地先	東広島市高屋町中島 698 番 4 地先	
丸 山 兼 沢 線	東広島市黒瀬町丸山字日ノ詰 1452 番 3 地先	東広島市黒瀬町兼沢字片山 1691 番 2 地先	
御 菌 宇 西 2 5 号 線	東広島市西条町御菌宇字下条道下 2676 番 7 地先	東広島市西条町御菌宇字滝原 2803 番 1 地先	
西 条 11 号 線	東広島市西条町寺家字国実 6228 番 3 地先	東広島市西条町寺家字国実 6258 番 2 地先	
吉 行 21 号 線	東広島市西条町吉行 1804 番 2 地先	東広島市西条町西条 141 番 3 地先	
助 実 25 号 線	東広島市西条町助実字栗ノ木 1023 番 地先 1024 番	東広島市西条町助実字森ノ下 423 番 地先	
上三永 27 号 線	東広島市西条町下三永字森重 60 番 7 地先	東広島市西条町上三永字塚迫 1627 番 6 地先	
助 実 23 号 線	東広島市西条町助実字原比 1177 番 7 地先	東広島市西条町助実字栗ノ木 1001 番 地先	
土与丸上三永線	東広島市西条町上市 634 番 地先	東広島市西条町上三永字反 1544 番 地先	

(提案理由)

街路事業及び道路の改良に伴い、起点、終点等を変更する市道の路線を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第 8 条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 38 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
広 島 大 学 線	東広島市西条町田口字乙 法原 10603 番 92 地 先	東広島市鏡山一丁目 46 5 番 3 地先	
檜 原 中 央 線	東広島市黒瀬町丸山字日 ノ詰 1452 番 3 地先	東広島市黒瀬檜原北二丁 目 1087 番 2 地先	
中 島 30 号 線	東広島市高屋町中島 81 6 番 5 地先	東広島市高屋町中島 65 2 番 1 地先	
兼 沢 檜 原 線	東広島市黒瀬町兼沢字片 山 1707 番地先	東広島市黒瀬町檜原字塔 野原 418 番 2 地先	
御 菌 宇 西 2 5 号 線	東広島市西条町御菌宇字 滝原 2850 番 5 地先	東広島市西条町御菌宇字 下条道下 2687 番 9 地 先	
西 条 11 号 線	東広島市西条町寺家字国 実 6259 番 4 地先	東広島市西条町寺家字国 実 6258 番 2 地先	
吉 行 21 号 線	東広島市西条町吉行 14 20 番 2 地先	東広島市西条町西条 14 1 番 3 地先	
助 実 25 号 線	東広島市西条町助実字栗 ノ木 1042 番 2 地先	東広島市西条町助実字森 ノ下 423 番地先	
助 実 41 号 線	東広島市西条町助実字栗 ノ木 1086 番 1 地先	東広島市西条町助実字栗 ノ木 1022 番 2 地先	
上三永 27 号 線	東広島市西条町下三永字 森重 60 番 7 地先	東広島市西条町上三永字 塚迫 1627 番 12 地先	
助 実 23 号 線	東広島市西条町助実字原 比 1177 番 4 地先	東広島市西条町助実字栗 ノ木 1034 番地先	
上三永 39 号 線	東広島市西条町上三永字	東広島市西条町上三永字	

	簾 1 0 7 4 2 番 1 地 先	反 1 5 4 4 番 地 先	
上 三 永 助 実 線	東 広 島 市 西 条 町 上 三 永 字 塚 迫 1 6 2 0 番 2 地 先	東 広 島 市 西 条 町 助 実 字 原 比 1 1 7 7 番 1 地 先	
土 与 丸 助 実 線	東 広 島 市 西 条 上 市 町 6 4 7 番 1 地 先	東 広 島 市 西 条 町 助 実 字 今 宮 1 0 2 6 7 番 2 0 地 先	

(提案理由)

交通結節点の整備に伴い管理引継を受けた路線及び市道の路線の廃止に伴い起点、終点等を変更した路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 39 号

請負契約の変更について

令和 3 年 6 月 24 日議決第 101 号により議決を経た令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4 億 7,751 万円」を「3 契約金額 5 億 157 万 8,000 円」に改める。

(提案理由)

令和３年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約について、工事の内容等の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５,０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第40号

東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 実施機関に対し開示請求をする者が法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）に定める額とする。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- (3) 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この号において同じ。)を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

- 2 市長は、東広島市手数料条例の定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第4条 市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東広島市個人情報保護条例の廃止)

第2条 東広島市個人情報保護条例(平成13年東広島市条例第6号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第10条第3項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定するその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧条例第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前に旧条例第10条第4項の規定により同条第2項が準用

される地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設の管理に関する業務に従事していた者

- 2 前条の規定の施行前に旧条例第11条、第22条若しくは第28条の規定による請求（以下これらを「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止又は旧条例請求に係る処分若しくはその不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、前条の規定の施行後に諮問するときは、審査請求に係る審査庁は、旧条例第40条第1項に規定する東広島市個人情報保護審議会（以下「東広島市個人情報保護審議会」という。）に代えて東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年東広島市条例第 号。以下「設置条例」という。）第3条第1項に規定する東広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「東広島市情報公開・個人情報保護審査会」という。）に諮問するものとする。
- 4 前条の規定の施行前に東広島市個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは東広島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定により東広島市個人情報保護審議会がした調査審議の手続は設置条例の規定により東広島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 前条の規定の施行前に東広島市個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧条例第40条第5項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(東広島市手数料条例の一部改正)

第5条 東広島市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示請求並びに」を削る。

別表第3に次のように加える。

102 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求に係る公文書の写し等の交付	公文書の写し等の交付手数料	1枚につき	白黒	A4及びA3	10円
				A2	50円
				A1	90円
				A0	170円
			カラー	A4及びA3	20円
				A2	60円
				A1	120円
				A0	220円
			光ディスクその他の媒体		作成に要する費用の範囲内でその都度定める額

別表第3備考に次のように加える。

12 この表の102の項において用紙の両面に作成した公文書の写し等を交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。

別表第5中「個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求並びに」を削る。

(東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第6条 東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正により地方公共団体が同法の適用の対象となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

個人情報の保護に関する法律

第 8 9 条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第 1 0 8 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

議案第41号

東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のように定める。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東広島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）第18条第1項の規定により東広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした実施機関（同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東広島市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。）
- (3) 東広島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年東広島市条例第 号。以下「議会の個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

2 この条例において「公文書」とは、東広島市情報公開条例第7条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）

をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）及び議会の個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会の個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

4 前3項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、東広島市情報公開条例及び法で使用する用語の例による。

（設置）

第3条 次に掲げる規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

（1）東広島市情報公開条例第18条第1項

（2）法第105条第3項において準用する同条第1項

（3）議会の個人情報保護条例第45条第1項

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要な事項について、前条第1項第1号に規定する実施機関に建議することができる。

（組織）

第4条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の開示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。た

だし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項若しくは前条第3項の規定による意見書若しくは資料の提出があったとき、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、資料、意見書又は主張書面（以下この項において「資料等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、審査会が定める方法による閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項に規定する閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(他の法令との調整)

第 1 2 条 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手續については、第 7 条第 4 項、第 8 条、第 9 条（提出資料の写しの送付に係る部分を除く。）及び前条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

2 前項の場合において、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 7 8 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 1 4 条 第 5 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第 5 条第 1 項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、東広島市情報公開条例、同法及び東広島市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議する東広島市情報公開・個人情報保護審査会を設置するとともに、当該審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。一略一

行政不服審査法

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（一略一）で定める。

議案第 4 2 号

東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定
について

東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 本市の区域内における水道施設の建設改良及びその企業債の償還に要する経費の財源に充てるため、東広島市水道事業整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計において予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を

処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市の区域内における水道施設の建設改良及びその企業債の償還に要する経費の財源に充てるため、東広島市水道事業整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４１条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

８ 第２項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第43号

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の制定について

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例を次のように定める。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例

(目的及び設置)

第1条 本市における交通機関の交通結節機能の強化を図り、利用者の利便の増進に資することを目的として、東広島市バス交通結節点（以下「バス交通結節点」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 バス交通結節点の名称は、下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口）とし、その位置は、東広島市鏡山一丁目312番4とする。

(施設)

第3条 バス交通結節点に、次の施設を置く。

(1) 待合室

(2) 自転車駐車場

(使用対象車両)

第4条 自転車駐車場を使用することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、自転車以外の車両に自転車駐車場を使用させることができる。

(供用時間)

第5条 バス交通結節点の供用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 待合室 午前6時から午後11時30分まで

(2) 自転車駐車場 午前零時から午後12時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する供用時間を変更し、又は臨時にバス交通結節点の全部若しくは一部の供用を休止することができる。

(使用料)

第6条 バス交通結節点の施設に係る使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バス交通結節点の使用を制限することができる。

(1) 自転車駐車場を使用しようとする自転車の台数が、当該自転車駐車場の収容台数を超えるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がバス交通結節点の管理運営上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第8条 バス交通結節点においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設若しくは備付物品又は他の自転車を汚損し、損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 他の自転車の駐車を妨げること。

(3) 著しく騒音を発すること。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を持ち込むこと。

(5) 喫煙し、又は火気を使用すること。

(6) 物品の販売及び宣伝その他の営利行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、バス交通結節点の管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(損害賠償義務)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により施設又は備付物品を汚損し、損傷し、又

は滅失した者は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償責任)

第10条 バス交通結節点において生じた損害については、市の責めに帰すべき事由に基づくものを除き、市は、賠償の責めを負わない。

(放置自転車に対する措置)

第11条 市長は、自転車の放置（当該自転車の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が、バス交通結節点において、当該自転車から離れて、市長が定める期間、当該自転車を直ちに移動させることができない状態におくことをいう。以下同じ。）により、バス交通結節点の管理運営上支障があると認めるときは、当該自転車の利用者等に対し、当該自転車を放置することのないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行い、相当の期間が経過した後なお自転車が放置されていると認めるときは、あらかじめ市長が定めた場所に当該自転車を移動し、及び保管することができる。

(移動した自転車に対する措置)

第12条 市長は、前条第2項の規定により自転車を移動したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車の利用者等を調査することその他当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

(費用の徴収)

第13条 市長は、第11条第2項の規定により自転車を移動し、及び保管したときは、その移動及び保管に要した費用を利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、当該自転車の移動及び保管に要した費用の範囲内において規則で定める額とする。

3 市長は、当該自転車の放置について盗難その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項に規定する費用の全部又は一部を免除することができる。

(引取りのない自転車に対する措置)

第14条 市長は、第12条に規定する措置を講じた自転車につき、同条の規定による告示の日から規則で定める期間を経過してもなお利用者等が当該自転車を引き取らない場合であって当該自転車の保管に不相応な費用を要するときは、これ

を処分することができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

（提案理由）

本市における交通機関の交通結節機能の強化を図り、利用者の利便の増進に資することを目的として、東広島市バス交通結節点を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

（根拠法令）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 4 4 号

東広島市犯罪被害者等支援条例の制定について

東広島市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の必要とする施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 市内に住所を有する者であつて、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。

(5) 関係機関等 国、広島県、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること。

(2) 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われること。

(3) 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会において孤立させることのないよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により害を被ったことにより犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（日常生活等の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時金として、次に掲げる種類の区分に応じ、それぞれに定める額の見舞金の支給を行うこと。

ア 遺族見舞金 30万円

イ 傷害見舞金 10万円

(2) 犯罪等の被害により日常生活を営むための支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、居住の安定を図るため、市営住宅（東広島市市営住宅設置及び管理条例（平成9年東広島市条例第23号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うこと。

(5) 雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための機会の確保その他必要な支援を行うこと。

（啓発活動の推進）

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

（民間の団体等への支援）

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支

援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本的な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 4 5 号

広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理
について

広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理
に関する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 4 9 号）
- (2) 東広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 5 2 号）
- (3) 東広島市水道給水条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 5 3 号）
- (4) 東広島市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年東広島市条例第 4 0 号）

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (9) 水道業務に従事する職員（広島県水道広域連合企業団に派遣する職員に限る。第 1 1 条第 1 項において同じ。）の特殊勤務手当

第7条中「平成7年東広島市条例第37号」の右に「。第11条第1項第2号において「勤務時間条例」という。」を、「正規の勤務時間」の右に「（第11条第1項第2号において「正規の勤務時間」という。）」を加える。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（水道業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第11条 水道業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 水道業務に従事する職員が、12月29日から翌年の1月3日までの間に市長が定める業務に従事したとき。

(2) 前号の場合を除くほか、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水道業務に従事する職員が、非常招集により正規の勤務時間として午前8時30分から午後5時15分までを割り振られてする勤務以外の勤務（当該勤務時間から引き続き勤務する場合を除き、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日又は勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日に勤務する場合を含む。）として、市長が定める業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において市長が定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する業務 従事した日1日につき5,000円

(2) 前項第2号に規定する業務 従事した回数1回につき2,000円

（東広島市職員定数条例の一部改正）

第3条 東広島市職員定数条例（昭和49年東広島市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公平委員会及び水道事業」を「及び公平委員会」に改める。

第2条第1号中「1,101人」を「1,145人」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

（東広島市特別会計条例の一部改正）

第4条 東広島市特別会計条例（昭和58年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

（東広島市公共下水道条例の一部改正）

第5条 東広島市公共下水道条例（昭和60年東広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第5項中「本市」を「広島県水道広域連合企業団が行う東広島市水道事業」に改める。

第23条第2項第1号中「東広島市水道給水条例（昭和49年東広島市条例第53号）」を「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）」に改める。

（東広島市行政手続条例の一部改正）

第6条 東広島市行政手続条例（平成10年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を削り、同条第6号中「、水道局」を削る。

（東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正）

第7条 東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例（平成16年東広島市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「広島県水道広域連合企業団の企業長」に改める。

別表第4の1設計審査手数料の部口径が25ミリメートルを超えるもの1工事につきの項中「東広島市水道給水条例（昭和49年東広島市条例第53号）別表」を「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）別表第21」に改め、同表2工事検査手数料の部口径が25ミリメートルを超えるもの1工事につきの項中「東広島市水道給水条例別表」を「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例別表第21」に改める。

（東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正）

第8条 東広島市安芸津港港湾施設管理条例（平成20年東広島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1船舶給水施設の項中「東広島市水道給水条例（昭和49年東広島市条例第53号）第24条第1項の表」を「広島県水道広域連合企業団水道事業の給

水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第２１号）別表第６の表」に改める。

（東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２６年東広島市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項並びに地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項」を「並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項」に改める。

第４条第４項を削る。

第８条第１項中「並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４９年東広島市条例第４９号。以下この条において「企業職員給与条例」という。）第４条から第６条まで、第７条、第１０条、第１１条第２項、第１２条及び第１５条の規定」を削り、同条第３項を削る。

（東広島市債権管理条例の一部改正）

第１０条 東広島市債権管理条例（平成２７年東広島市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「（水道事業の管理者の権限を行う場合を含む。以下同じ。）」を削る。

（東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）

第１１条 東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和３年東広島市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、同法第１３８条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程」を「及び同法第１３８条の４第２項に規定する規程」に改める。

（東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第１２条 東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和３年東広島市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「、同法第１３８条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程」を「及び

同法第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(東広島市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 4 条の規定による改正前の東広島市特別会計条例に基づく東広島市水道事業会計の令和 4 年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 7 条の規定による改正後の東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例別表第 4 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みを受ける工事の設計審査及び工事検査に係る手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた工事の設計審査及び工事検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 8 条の規定による改正後の東広島市安芸津港港湾施設管理条例別表第 1 の規定は、施行日以後の安芸津港の港湾施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の安芸津港の港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団への本市の水道事業の統合により、東広島市水道事業を廃止することに伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。一略一

第204条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第209条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。一略一

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが

あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公営企業法

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

第38条

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

水道法（昭和32年法律第177号）

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第19条

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

下水道法（昭和33年法律第79号）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

第 25 条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

議案第 4 6 号

東広島市情報公開条例の一部改正について

東広島市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市情報公開条例の一部を改正する条例

東広島市情報公開条例（平成 1 5 年東広島市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 8 条」を「第 1 9 条」に、「第 2 9 条―第 3 4 条」を「第 2 0 条―第 2 5 条」に改める。

第 2 条第 2 号中「、写真、フィルム」を削り、同号ア中「新聞」を「官報、白書、新聞」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

第 7 条第 3 項中「（前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、その補正がされた日）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 7 条第 4 項中「第 8 条各号」を「次条各号」に改め、同条第 5 項前段中「実施機関は」を「第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は」に、「正当な理由により、第 3 項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して 3 0 日を限度として」を「正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り」に改め、同項中「、当該延長する期間及びその理由」を「、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由」に改める。

第8条第1号を削り、同条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報が含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」に改め、同号ア中「法令等」を「法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）」に改め、同号イ中「、身体」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「、身体」を削り、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、協議、調査研究等」を「又は協議」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「次に掲げるおそれ」の右に「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を加え、同号カを削り、同号オ中「国若しくは」を「独立行政法人等、」に改め、「、独立行政法人等」を削り、同号オを同号キとし、同号中エをカとし、ウをオとし、同号イ中「入札、交渉、渉外」を「交渉」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「許可、認可、徴税又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 実施機関が公開決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 実施機関が公開決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第8条中第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削る。

第9条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に、「特定の個人が識別され、

又は識別され得るもの」を「特定の個人を識別することができるもの」に、「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」を「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」に改める。

第14条の見出し中「公開請求者以外のものに」を「第三者に」に改め、同条第1項中「単に「公開請求者以外のもの」を「第三者」に、「公開請求者以外のものに」を「第三者に」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「当該公開請求者以外のもの」を「当該第三者」に改め、同項第1号中「公開請求者以外のもの」を「第三者」に、「第8条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書」を「第8条第1号イ又は同条第2号ただし書」に改め、同項第2号中「公開請求者以外のもの」を「第三者」に改め、同条第3項中「公開請求者以外のもの」を「第三者」に改める。

第15条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「フィルム又は」を削る。

第16条第1項を次のように改める。

実施機関に対して公開請求又は第12条に規定する公文書の公開の申出をする者（この条において「公開請求者等」という。）は、東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）に定める手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が第7条第1項の公開しない旨の決定をした場合
- (2) 公開請求者等が閲覧の方法により公開を受ける場合
- (3) 公開請求者等が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この号において同じ。）を使用して公開請求又は第12条に規定する公文書の公開の申出を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

第18条第1項中「東広島市情報公開審査会」を「東広島市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第2項中「法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない」を「次に掲げる書面を添えてするものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書

の写し

(2) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し

(3) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し

第18条第3項第3号中「公開請求者以外のもの（当該公開請求者以外のもの）」を「第三者（当該第三者）」に改める。

第19条の見出し及び同条中「公開請求者以外のもの」を「第三者」に改める。

第20条から第28条までを削る。

第29条第1項を次のように改める。

実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

第29条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第4章中第29条を第20条とし、第30条から第34条までを9条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた公開請求（第6条第1項に規定する公開請求をいう。）に対する公開決定等（第7条第2項に規定する公開決定等をいう。）又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る処分若しくはその不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、なお従前の例によることとされる改正前の第18条第1項の規定の適用については、同項中「東広島市情報公開審査会」とあるのは、「東広島市情報公開・個人情報保護審査会」とする。

- 4 この条例の施行前に東広島市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは東広島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について東広島市情報公開審査会がした調査審議の手続は東広島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 東広島市情報公開審査会の委員であった者に係る改正前の第20条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（提案理由）

公開決定等について審査請求があった場合における審査庁が諮問する審査会を東広島市情報公開・個人情報保護審査会とするとともに、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正に合わせて、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

（根拠法令）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 4 7 号

東広島市職員定数条例の一部改正について

東広島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市職員定数条例の一部を改正する条例

東広島市職員定数条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「2 9 1 人」を「3 0 1 人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例及び広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 5 年東広島市条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、広島県水道広域連合企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(提案理由)

職員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、消防機関の新規採用職員を継続的に確保することを目的として、消防機関の職員の定数を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）

第１１条

２ 消防職員の定員は、条例で定める。－略－

議案第 4 8 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 5 0 年東広島市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金審査委員会の項及び東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の項を削り、同表東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会の項を次のように改める。

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会	本市が発注する物品の調達若しくは役務の提供又は建設工事に関連する設計（設計と一体的に建設工事を請け負わせる場合を含む。）に係る業務のうち、プロポーザル方式又は設計競技方式によって事業者又は設計案を選定するものについて、それぞれの業務ごとに選定に関する事項を審議すること。
------------------------------	---

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会の項に掲げる附属機関の委員の委嘱又は任命のための手続その他当該附属機関の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

新たに附属機関を設置し、設置の必要がなくなる附属機関を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第 49 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和 55 年東広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上条会館の項、柳国下モ原会館の項、松崎コミュニティホームの項及び河戸天神コミュニティホームの項から地方集会所の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 5 0 号

東広島市地域センター条例の一部改正について

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例

東広島市地域センター条例（平成 2 2 年東広島市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東広島市御菌宇地域センターの項の次に次のように加える。

東広島市三ツ城地域センター	東広島市西条下見五丁目 4 番 8 号
---------------	---------------------

別表第 2 東広島市御菌宇地域センターの項の次に次のように加える。

東広島市三ツ城地域センター	ホール	1, 3 5 0 円	1, 2 7 0 円
	調理実習室	6 7 0 円	3 9 0 円
	研修室 1	8 8 0 円	6 3 0 円
	研修室 2	4 1 0 円	3 9 0 円
	研修室 3	8 8 0 円	6 3 0 円
	和室 1	4 1 0 円	3 9 0 円
	和室 2	4 1 0 円	3 9 0 円

別表第 2 東広島市西志和地域センターの項を次のように改める。

東広島市西志和地域センター	ホール	1, 1 3 0 円	6 3 0 円
	調理実習室	6 7 0 円	3 9 0 円
	研修室 1	4 1 0 円	3 9 0 円
	研修室 2	4 1 0 円	3 9 0 円
	研修室 3	8 8 0 円	6 3 0 円
	和室	4 1 0 円	3 9 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、

公布の日から施行する。

（東広島市福祉センター設置及び管理条例の廃止）

- 2 東広島市福祉センター設置及び管理条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 8 号）は、廃止する。

（東広島市福祉センター設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の使用に係る前項の規定による廃止前の東広島市福祉センター設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 4 東広島市西志和地域センターの使用に係るこの条例による改正後の東広島市地域センター条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 施行日以後の東広島市三ツ城地域センター及び東広島市西志和地域センターの使用に係る新条例第 1 0 条第 1 項の許可及び新条例別表第 2 の規定により算定される使用料又は利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

下見福祉会館を廃止し、新たに東広島市三ツ城地域センターとして設置するとともに、旧西志和小学校の一部を東広島市西志和地域センターの一部として整備することに伴い、これらの施設の使用料の額及び利用料金の限度額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 5 1 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例

東広島市印鑑条例（平成 2 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を「次に掲げるもの」に改め、「暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項に規定する暗証番号をいう。）その他」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている

ものに限る。)

附 則

この条例は、令和５年５月３１日までの間において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が創設されたことに伴い、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を可能とするため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 5 2 号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の引上げを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 58 条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。一略一

議案第 53 号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

東広島市乳幼児等医療費支給条例（昭和 49 年東広島市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「15 歳」を「18 歳」に改める。

第 5 条第 1 項中「満 12 歳」を「満 15 歳」に、「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東広島市乳幼児等医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受給資格の認定について適用し、施行日前の受給資格の認定については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療、指定訪問看護又は施術に係る乳幼児等医療費の給付について適用し、施行日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術に係る乳幼児等医療費の給付については、なお従前の例による。
- 4 施行日において満 12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する

日以後の最初の３月３１日までの間にある者に係る受給資格の認定及び乳幼児等医療費受給者証の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院等に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を拡大するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 5 4 号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市保育所設置及び管理条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

別表川上西部保育所の項及び川上東部保育所の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に川上西部保育所及び川上東部保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

川上西部保育所及び川上東部保育所を廃止するとともに、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

（根拠法令）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 5 5 号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 1 条 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年東広島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正す
る。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改
め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2
号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第
1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3
号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条
第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を

「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第11条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この条例のうち、第1条中東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定及び第2条の規定は公布の日から、第1条の規定（東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定を除く。）は令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するとともに、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法

第３４条の１６ 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法

第３４条

２ 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第４６条

２ 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第 5 6 号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東広島
市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

(東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年東広島市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の右に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭
的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利
用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等
での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練そ
の他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条

において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の右に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東広島市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時（以下この項において「非常時」という。）において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する

とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な変更を加えるよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等及び放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認等に係る基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

第３４条の８の２ 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

第３４条の１６ 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第 5 7 号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（平成 2 0 年東広島市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の表中

「

6 5 0 円
7 6 0 円
7 6 0 円
2 3 0 円

を

「

7 3 0 円
8 5 0 円
8 5 0 円
2 6 0 円

に、

「

2 円
4 8 0 円
6 1 0 円
2 3 0 円

を

「

3 円
4 3 0 円
6 8 0 円
2 6 0 円

に、「9 6 円」を「8 7 円」に改め

7 6 0 円
3 2 0 円

」

8 5 0 円
3 6 0 円

」

る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の 4 の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける東広島市道の駅湖畔の里福富（以下「道の駅」という。）の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた道の駅の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市地域公園の占用に係る使用料の額の改定に合わせて、東広島市道の駅湖畔の里福富の占用に係る使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 5 8 号

東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について

東広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

東広島市道路占用料徴収条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「		「		
		4 2 0 円		4 8 0 円	
		6 5 0 円		7 3 0 円	
		8 8 0 円		9 9 0 円	
		3 8 0 円	を	4 3 0 円	に、
		6 1 0 円		6 8 0 円	
		8 3 0 円		9 4 0 円	
		3 8 円		4 3 円	
	」		」		

「		「	
	2 円		3 円
	3 7 0 円		4 2 0 円
	2 3 0 円		2 6 0 円
	7 6 0 円		8 5 0 円
	3 2 0 円		3 6 0 円
	9 6 0 円		8 7 0 円
	7 6 0 円		8 5 0 円
	」		」

1 6 円	1 8 円
2 3 円	2 6 円
3 4 円	3 8 円
4 5 円	5 1 円
6 8 円	7 7 円
9 1 円	1 0 0 円
1 6 0 円	1 8 0 円
2 3 0 円	2 6 0 円
4 5 0 円	5 1 0 円

を

に改め、法第 3 2 条第 1 項第 2

」

」

号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 円
			その他のもの		9 円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本 1 年につき	6 8 0 円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	4 3 0 円

		地下に 設ける もの	260円
	その他のもの		850円

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第3号及び」を削り、「760円」を「850円」に改め、同表中

「

「

Aに0.005 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
480円
290円
760円
10円
96円
96円
960円
610円
10円
96円
10円
96円
960円
480円
760円

を

Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.007 を乗じて得た額
430円
260円
850円
9円
87円
87円
870円
680円
9円
87円
9円
87円
870円
430円
850円

に、

Aに0.033 を乗じて得た額
96円
76円

Aに0.031 を乗じて得た額
87円
85円

」

「

占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.023 を乗じて得た額
	Aに0.005 を乗じて得た額
	Aに0.008 を乗じて得た額
	Aに0.01を 乗じて得た額
	Aに0.033 を乗じて得た額
	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.013 を乗じて得た額
	Aに0.023 を乗じて得た額
	Aに0.013 を乗じて得た額
	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.023 を乗じて得た額
	Aに0.033 を乗じて得た額
	Aに0.033 を乗じて得た額
	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.023

を

	を乗じて得た額
	Aに0.033
	を乗じて得た額

」

「

占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.014 を乗じて得た額
	Aに0.017 を乗じて得た額
	Aに0.004 を乗じて得た額
	Aに0.006 を乗じて得た額
	Aに0.007 を乗じて得た額
	Aに0.025 を乗じて得た額
占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.014 を乗じて得た額
占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.022 を乗じて得た額
	Aに0.014 を乗じて得た額
占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.022 を乗じて得た額
	Aに0.031 を乗じて得た額
占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.025 を乗じて得た額
占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019 を乗じて得た額
	Aに0.022 を乗じて得た額
	Aに0.031 を乗じて得た額

に改め、同表に次のように加える。

」

政令第 7 条第 1 4 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0 . 0 3 1 を乗じて得た額
----------------------	----------------------	-----------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可（以下「占用等の許可」という。）を受け、又は同法第 3 5 条の同意（以下「占用の同意」という。）を得る占用物件に係る占用料について適用し、同日前に占用等の許可を受け、又は占用の同意を得た占用物件に係る占用料については、当該占用の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、新たに徴収する道路占用料を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

道路法

第３９条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。一略
—

２ 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（一略）で定める。一略—

議案第 5 9 号

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部
改正について

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部
を改正する条例

(東広島市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 東広島市都市公園条例（昭和 5 9 年東広島市条例第 2 0 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 3 の 3 の表中

「

6 5 0 円
7 6 0 円
7 6 0 円
2 3 0 円

」

を

「

7 3 0 円
8 5 0 円
8 5 0 円
2 6 0 円

」

に、

「

2 円
4 8 0 円

「

3 円
4 3 0 円

6 1 0 円
2 3 0 円
7 6 0 円
3 2 0 円

を

6 8 0 円
2 6 0 円
8 5 0 円
3 6 0 円

に、「9 6 円」を「8 7 円」に改

」

」

める。

(東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 東広島市地域公園設置及び管理条例 (平成 1 6 年東広島市条例第 7 2 号)

の一部を次のように改正する。

「

「

別表の 3 の表中

を

に、

6 5 0 円
7 6 0 円
7 6 0 円
2 3 0 円

7 3 0 円
8 5 0 円
8 5 0 円
2 6 0 円

」

」

「

「

2 円
4 8 0 円
6 1 0 円
2 3 0 円
7 6 0 円
3 2 0 円

を

3 円
4 3 0 円
6 8 0 円
2 6 0 円
8 5 0 円
3 6 0 円

に、「9 6 円」を「8 7 円」に改

」
」
める。

附 則

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の東広島市都市公園条例別表第３の３の表及び第２条の規定による改正後の東広島市地域公園設置及び管理条例別表の３の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける都市公園又は東広島市地域公園（以下これらを「公園」という。）の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

本市における道路占用料の額の改定に合わせて、都市公園及び東広島市地域公園の占用に係る使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 6 0 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 1 2 年東広島市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の 1 9 の項中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に改める。

別表第 3 の 2 5 の項及び 2 6 の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされている同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別表第 3 の 5 8 の部当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関が発行する都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号の基準に適合することを証する書面の提出があった場合の項区分の欄第 2 号中「合算した額」の右に「（住宅部分、共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合又は共用部分を除いて当該額を算出する場合にあっては、当該存在しない部分又は除く部分の額を除く。）」を加え、同号イ中「（共用部分の審査を要しない場合にあっては、零）」を削り、同部その他の場合の項区分の欄第 1 号を次のように改める。

（1）一戸建ての住宅の場合 次に掲げる当該認定を受けようとする建築物の省エネルギーの性能の評価方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 0 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の

基準をいう。以下この項及び61の項において同じ。)を用いて評価する方法 37,000円

イ 誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。以下この項及び61の項において同じ。)を用いて評価する方法 19,000円

別表第3の58の部その他の場合の項区分の欄第2号中「合算した額」の右に「(住宅部分、共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合又は共用部分を除いて当該額を算出する場合にあっては、当該存在しない部分又は除く部分の額を除く。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 次に掲げる当該認定を受けようとする建築物の省エネルギーの性能の評価方法及び当該建築物の住戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 性能基準を用いて評価する方法

- a 1戸のもの 37,000円
- b 2戸以上5戸以下のもの 74,000円
- c 6戸以上10戸以下のもの 104,000円
- d 11戸以上25戸以下のもの 146,000円
- e 26戸以上50戸以下のもの 210,000円
- f 51戸以上100戸以下のもの 301,000円
- g 101戸以上200戸以下のもの 408,000円
- h 201戸以上300戸以下のもの 535,000円
- i 301戸以上のもの 628,000円

(イ) 誘導仕様基準を用いて評価する方法

- a 1戸のもの 19,000円
- b 2戸以上5戸以下のもの 35,000円
- c 6戸以上10戸以下のもの 51,000円
- d 11戸以上25戸以下のもの 73,000円
- e 26戸以上50戸以下のもの 110,000円
- f 51戸以上100戸以下のもの 167,000円
- g 101戸以上200戸以下のもの 238,000円
- h 201戸以上300戸以下のもの 308,000円

i 301戸以上のもの 350,000円

別表第3の58の部その他の場合の項区分の欄第2号イ中「（共用部分の審査を要しない場合にあつては、零）」を削り、同表60の項第1号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同号ア中「（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を削り、同項第2号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同表61の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があつた場合の項区分の欄第3号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同欄第4号中「(2)及び(3)に定める額を合算した額」を「(2)及び(3)に定める額を合算した額（住宅部分の全体のみの認定を受ける場合にあつては(2)に定める額、非住宅部分の全体のみの認定を受ける場合にあつては(3)に定める額）」に改め、同部その他の場合の項区分の欄第1号中「とする」の右に「建築物の省エネルギーの性能の評価方法及び当該建物全体の」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 性能基準を用いて評価する方法

(ア) 200平方メートル未満のもの 37,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 41,000円

イ 誘導仕様基準を用いて評価する方法

(ア) 200平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 20,000円

別表第3の61の部その他の場合の項区分の欄第2号中「とする」の右に「建築物の省エネルギーの性能の評価方法及び当該建物全体の」を、「床面積」の右に「（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分以外の部分の床面積）」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 性能基準を用いて評価する方法

(ア) 300平方メートル未満のもの 74,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 123,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 210,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 301,000円

イ 誘導仕様基準を用いて評価する方法

(ア) 300平方メートル未満のもの 35,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 61,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 110,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 167,000円

別表第3の61の部その他の場合の項区分の欄第2号ウ及びエを削り、同欄第3号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同欄第4号中「(2)及び(3)で定める額を合算した額」を「(2)及び(3)に定める額を合算した額（住宅部分の全体のみの認定を受ける場合にあっては(2)に定める額、非住宅部分の全体のみの認定を受ける場合にあっては(3)に定める額）」に改め、同表62の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第3号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同部その他の場合の項区分の欄第1号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同号イ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同欄第2号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改め、同号イ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同欄第3号中「省エネルギー性能」を「省エネルギーの性能」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の改正規定（同表25の項及び26の項に係る部分を除く。） 令和5年3月1日

(2) 別表第2の2の改正規定 令和5年4月1日

(3) 別表第3の25の項及び26の項の改正規定 令和5年5月26日

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に合わせて、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定め、並びに所要の規定の整備を行い、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正により同法の題名が改正されたことに伴い、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行うとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

議案第 6 1 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校設置条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 東広島市立八本松中央幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東広島市立八本松中央幼稚園を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 6 2 号

令和 4 年度東広島市水道事業会計に係る積立金の目的外使用及び未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度東広島市水道事業会計について、別紙のとおり、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年法律第 4 0 3 号）第 2 4 条第 2 項の規定により減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金をその目的以外の使途に使用し、並びに地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団への本市の水道事業の統合により、東広島市水道事業を廃止することに合わせて、東広島市水道事業会計の内部留保資金の一部を一般会計に繰り出すことを目的として、減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金をその目的以外の使途に使用し、並びに未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第 3 2 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令

第 2 4 条

- 2 前項の規定により積み立てた積立金をその目的以外の使途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

別紙

剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

区 分	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
			減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金
前 年 度 処 分 後 残 高	13,660,467,234	721,740,238	283,500,000	89,979,094	4,153,000,000	302,144,062
議会の議決に よる処 分 額	0	0	△283,500,000	△89,979,094	△4,153,000,000	△273,520,906
積立金の 取崩し	0	0	△283,500,000	△89,979,094	△4,153,000,000	4,526,479,094
一般会計 繰出金	0	0	0	0	0	△4,800,000,000
処 分 後 残 高	13,660,467,234	721,740,238	0	0	0	28,623,156

議案第 87 号

訴訟上の和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり訴訟上の和解に応じることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 13 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 事件名

学校指導死による損害賠償等請求事件

2 管轄裁判所

広島地方裁判所

3 当事者

(1)

原告

(2)

原告

(3) 東広島市西条栄町 8 番 29 号

被告 東広島市

被告代表者 東広島市長 高 垣 廣 徳

(4) 東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号

被告 独立行政法人日本スポーツ振興センター

被告代表者 理事長 芦 立 訓

4 和解条項

- (1) 被告東広島市は、原告らに対し、中学校における教員ら
のに対する指導について、「恥をかか
せるようなものがあったこと」、「大声を出すなど威圧的なものがあったこ

と」、「厳しい別の教員に伝えておく」と告げるなど脅迫的なものがあったこと」、「机を蹴るなど暴力的なものがあったこと」、「部活動参加の懇願を聞き入れず、改めて話を聞く機会を設けないなど、不安感を殊更に募らせるものがあったこと」、「下校時間を過ぎていたのに、定められていた保護者への連絡をすることなく、一人で帰路につかせるなど、フォローに欠けるものがあったこと」を認め、
が自死に追い詰められる結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。

- (2) 被告東広島市は、原告らに対し、和解金として合計1,000万円（各500万円）の支払義務のあることを認める。
- (3) 被告東広島市は、原告らに対し、前記(2)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告東広島市の負担とする。
- (4) 被告らは、前記(3)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令3条3項の適用対象とならないことを相互に確認する。
- (5) 被告東広島市は、原告らに対し、
の救急救命時の対応において、伝達を誤るなど、不手際があったことを認め、謝罪する。
- (6) 被告東広島市は、原告らに対し、
の自死に関して、事実関係が定かでないまま、
が「かぼちゃを隠すいたずらをした」、「嘘をついた」などと報道される結果となったことを真摯に受け止め、謝罪する。
- (7) 被告東広島市は、今後、教員らの指導により、児童・生徒が自死に追い詰められることがないように、教員に対する研修を実施し、また、児童・生徒に対しても、他の児童・生徒が死を仄めかした場合や過度に落ち込んだ様子を見た場合の適切な対応について学習する機会を提供することなどにより、児童・生徒の自死の再発防止について、最大限努めること（ルーチン化させることなく、不断の検証・見直しを行うこと）を確約する。
- (8) 被告東広島市は、前記(7)の研修に当たっては、
の自死があったことを決して風化させることなく、「文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月」105頁に示されている「不適切な指導と考えられ得る例」を題材として用いることを確約する。
- (9) 被告センターは、原告らに対し、災害共済給付金（死亡見舞金）として既払

額（１，４００万円）を除き合計１，４００万円（各７００万円）の支払義務のあることを認める。

(10) 被告センターは、原告らに対し、前記(9)の各金員を令和 年 月 日限り、振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告センターの負担とする。

(11) 被告らは、前記(10)の支払について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法３１条の適用対象とならないことを相互に確認する。

(12) 原告らは、その余の各請求をいずれも放棄する。

(13) 原告ら及び被告らは、原告らと被告東広島市との間、また、原告らと被告センターとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(14) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

本訴訟について、広島地方裁判所から和解勧告がなされたこと、早期に本訴訟の解決を図ること等を勘案し、訴訟上の和解に応じようとするものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。